

横浜から未来に向けて発信する  
～子ども・若者支援の新たな取組～

平成24年1月21日  
横浜市子ども・若者支援協議会

## はじめに

社会生活を円滑に営む上で、困難を抱える子ども・若者を支援する法律として「子ども・若者育成支援推進法」（以下、「法」という。）が平成22年4月に施行されました。本市でも、同年7月に法に基づき、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用などの専門家、支援団体や企業など様々な分野の委員により構成される「横浜市子ども・若者支援協議会」（以下、「協議会」という。）を設置しました。

協議会では、「虐待、いじめ、非行、ひきこもりや若年無業など支援を必要とする子ども・若者の増加」や「少子化が進むことによる生産年齢人口の急速な減少」など20年後、30年後には、社会の基盤が崩壊するのではないか、という強い危機感から意見交換が始まりました。

こうした議論を重ねていく中で、「特定の子ども・若者だけが困難を抱えているのではなく、全ての子ども・若者が様々なリスクにさらされている。」という共通認識を得ました。

そこで、この認識に基づいて、困難が顕在化する前の予防的な観点からの対応も必要であり、「全ての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感が維持され成長できる社会」を目指す必要があることが確認されました。

このような目標に向かって、行政を始め子ども・若者の育成支援に関わる関係機関・団体、地域などが取り組むべき方向性と具体的な施策や事業についての意見を本文書にまとめました。

## 横浜市子ども・若者支援協議会 座長挨拶

1990年代後半から2000年代にかけて「虐待」「不登校」「リストカット（自傷行為）」「貧困」など子どもたちが直面している問題が顕在化してきました。また、「ひきこもり」や「ニート」、「フリーター」、「ワーキングプア」の呼称に象徴される、生活基盤が不安定な若者が急増しました。

このような子ども・若者が抱える課題は、景気が回復すれば解消されるといった性格のものでなく、社会の大きな変化に伴う構造的なものです。すなわちグローバル経済の拡大による雇用環境の不安定化、家族機能の脆弱化などによって、かつての日本型福祉社会—家族による養育・扶養の担保や雇用による生活保障—の仕組みが消滅しつつあり、新たなリスクを子どもや若者が負わされていることを示しています。

このような状況にいち早く直面したヨーロッパでは、1990年代に新たな政策が登場しました。それは、「青年期から成人期への移行」に焦点を当て、若者を社会の成員として迎え、大人としての地位の獲得を保障することによって社会の統合を図るものです。この「移行政策」は、子ども・若者に対する教育・訓練、雇用、社会保障、居住政策を組み合わせる包括的に展開する点に特徴があります。

「横浜市子ども若者支援協議会」では、20年後、30年後の社会の厳しい現実を分析し、これまでの横浜市の子ども・若者支援策を検証し、課題を洗い出す事から検討を始めました。このような試みは、将来に向けて、日本ならではの「移行政策」を構築していく大変重要なチャレンジであると考えています。

この文書では、2年間にわたる協議会の成果として、例えば「高校中退などのリスクを抱える生徒を、教育過程で早期に発見し、学校と支援機関（者）が連携しながら、仕事に就くための支援をしていく」、「低所得や養育環境が欠如している家庭に育つ子どもに対しては、本人に対するきめ細やかな生活・学習支援をしていく」など、これからの子ども・若者支援に向けた具体的な施策を体系的に提案しました。

今回まとめた提案をより多くの方々と共有し、一つひとつ実現していくことで、子ども・若者が成長の過程で、たとえ困難につまずいたとしても、やり直すことができ、大人として安定した生活基盤を築くことのできる仕組みが横浜で構築され、全国へと広がっていくことを期待しています。

横浜市子ども・若者支援協議会

座長 宮本みち子



平成 23 年度 横浜市子ども・若者支援協議会 委員名簿

(敬称略・50 音順)

区 分	氏 名	所 属
座 長	宮本 みち子	放送大学 教養学部 教授

横浜・神奈川若者支援連絡会議 (委員数 2 名)

区 分	氏 名	所 属
議長	滝田 衛	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか 理事長
委員	和田 重宏	特定非営利活動法人 子どもと生活文化協会 (CLCA) 顧問

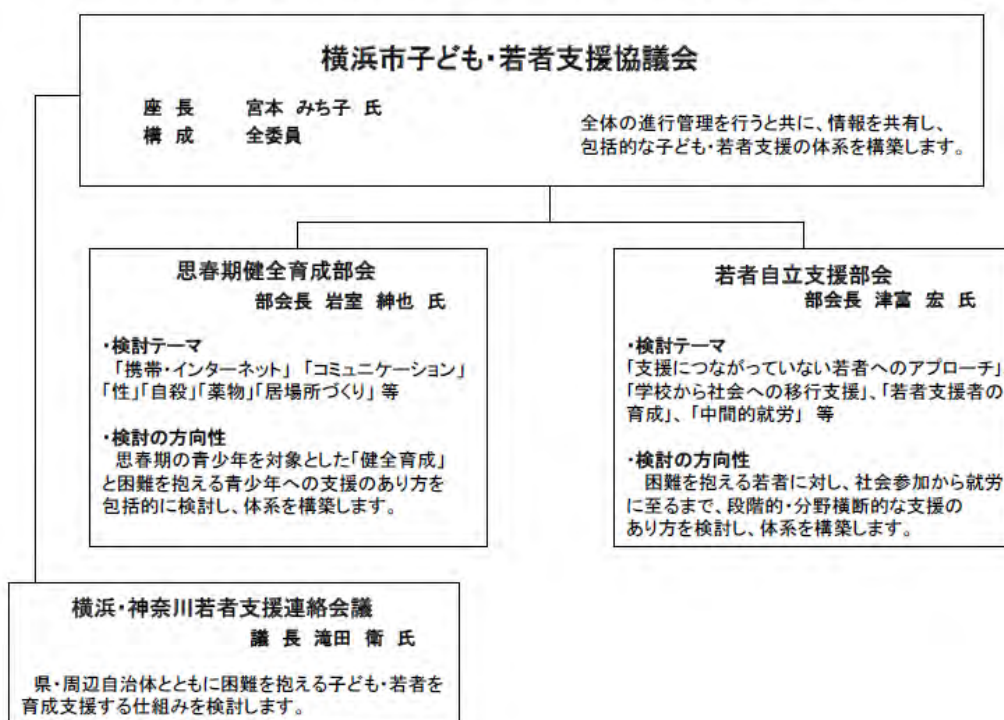
思春期健全育成部会 (委員数 10 名)

区 分	氏 名	所 属
部会長	岩室 紳也	公益社団法人 地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター センター長
委 員	阿部 敏子	県警察本部 少年相談・保護センター 所長
	石井 一也	横浜市 青少年指導員連絡協議会 会長
	白川 教人	横浜市 健康福祉局 担当部長 (こころの健康相談センター長)
	辻 弘枝	特定非営利活動法人 CAP かながわ 理事長
	林田 育美	都筑区青少年地域活動拠点 館長
	平野 嘉昭	公益財団法人 よこはまユース 理事
	宮崎 豊久	ネットスター株式会社 インターネット ポリシー スペシャリスト
	山元 泰弘	横浜市立小学校長会 代表
	鷺尾 智子	横浜市立中学校長会 代表

## 若者自立支援部会（委員数 9名）

区 分	氏 名	所 属
部会長	津富 宏	静岡県立大学 国際関係学部 教授
委 員	青砥 恭	特定非営利活動法人 さいたまユースサポートネット 代表
	天野 真人	横浜市立 横浜総合高等学校 校長
	岩本 真実	湘南・横浜若者サポートステーション 施設長
	大槻 繁美	公益財団法人 よこはまユース 理事
	工藤 啓	特定非営利活動法人「育て上げ」ネット 理事長
	松村 俊幸	松村 株式会社 代表取締役社長 (国際ロータリー第2590地区 元 職業奉仕委員長)
	武藤 啓司	よこはま西部ユースプラザ 施設長
	綿引 幸代	よこはま若者サポートステーション 施設長

### 平成23年度「子ども・若者支援協議会」の組織構成



## 目 次

### 第一部 子ども・若者を取り巻く社会と現行事業

<u>統 計</u> 子ども・若者を取り巻く社会背景と課題	1
<u>現行事業</u> これまでの横浜市青少年育成施策の取組	8

### 第二部 子ども・若者支援の新たな取組に向けて

#### ～地域の見守り、早期発見、適切な支援までのシステムの確立～

<u>意見1</u> 地域で子ども・若者を見守り、課題を早期発見する仕組みづくり	12
--	----

##### ■具体的な施策

- ア 地域青少年支援プラザ(仮称)の設置
- イ より身近な居場所の設置
- ウ 困難を抱える青少年のための寄り添い型支援事業の全区展開
- エ 学校、更正・保護施設、児童養護施設等と相談支援機関の一体的な取組強化

<u>意見2</u> 適切な支援につなげるための総合相談・調整	15
---------------------------------	----

##### ■具体的な施策

- ア 青少年総合相談センターの設置
- イ 新・青少年交流センターの設置
- ウ 若者サポートステーションの相談支援の拡充
- エ 利用者登録制の仕組みの構築

<u>意見3</u> 段階的な体験・訓練プログラムから自立につなげる取組	18
--------------------------------------	----

##### ■具体的な施策

- ア 共同生活型の青少年しごと・生活塾(仮称)の整備
- イ よこはま型若者自立塾の専用施設の整備
- ウ 就労の場づくり

#### ～社会全体で子ども・若者を育成支援するシステムの確立～

<u>意見4</u> 子ども・若者を支える社会の仕組みづくり	21
--------------------------------	----

##### ■具体的な施策

- ア 知っておきたい!子ども・若者どこでも講座(仮称)の展開
- イ 子ども・若者支援を担う人材や団体の育成
- ウ 評価指標の策定
- エ 国、県、専門機関等との連携による政策研究及び情報発信

<u>要望</u> 国への要望事項	27
-------------------	----

- 1 パーソナル・サポート・サービスの継続
- 2 訪問相談及び地域における相談支援に対する財政的措置の拡大
- 3 若者サポートステーションへの職業紹介・あっせん機能の付加
- 4 社会福祉士の国家試験資格の実習の場の拡大

# 第一部 子ども・若者を取り巻く社会と現行事業

## 統計

### 子ども・若者を取り巻く社会背景と課題

現在 10 代の青少年が 30 代の働き盛りを迎え、就職氷河期世代といわれる 30 代後半の若者が年金受給年齢を迎える平成 42 年（2030 年）の私たちの社会は、どのような状況になっているのでしょうか。

図 1「人口ピラミッド」で 20 年後の日本社会の姿を観ると、子ども・若者の数が極端に先細り、60 代以上の高齢者が多い、逆三角形に近づいていることが読み取れます。まさにこのような超・少子高齢化社会の中で、今の子ども・若者は中年期、高齢期を迎えることになります。

そこで、改めて今の子どもたちの置かれている社会状況を見つめ直すと、多くの子どもたちが虐待、不登校、自傷行為、薬物乱用や高校中退など様々な問題に直面していることが分かります。

虐待対応件数、補導件数、いじめや暴力行為件数、不登校児童・生徒数などは、平成 10 年前後から増加傾向にあり、この 4～5 年は高止まり状態になっています。

さらに、家庭が経済的に困窮している子どもたちも急増しており、例えば、図 4 のとおり就学援助を受けている児童・生徒の数が増え続けています。

また、この 10 年余りの間、働きたくても働くことができない、社会に居場所がないなど、支援を必要とする若者が増えています。例えば、昨年内閣府は、「全国におけるひきこもり状態にある若者は、70 万人であり、いわゆる予備軍までいれると 155 万人」という推計値を発表しました。

図 9 の、15 歳～39 歳までの若年無業者（ひきこもり、ニート及び失業者）の推移を見ると、平成 2 年と比較して、平成 22 年では、ほぼ倍増しています。さらに、図 10 を見ると、就労状態が不安定な非正規雇用の若者が平成 9 年頃から男女共に増加傾向にあります。

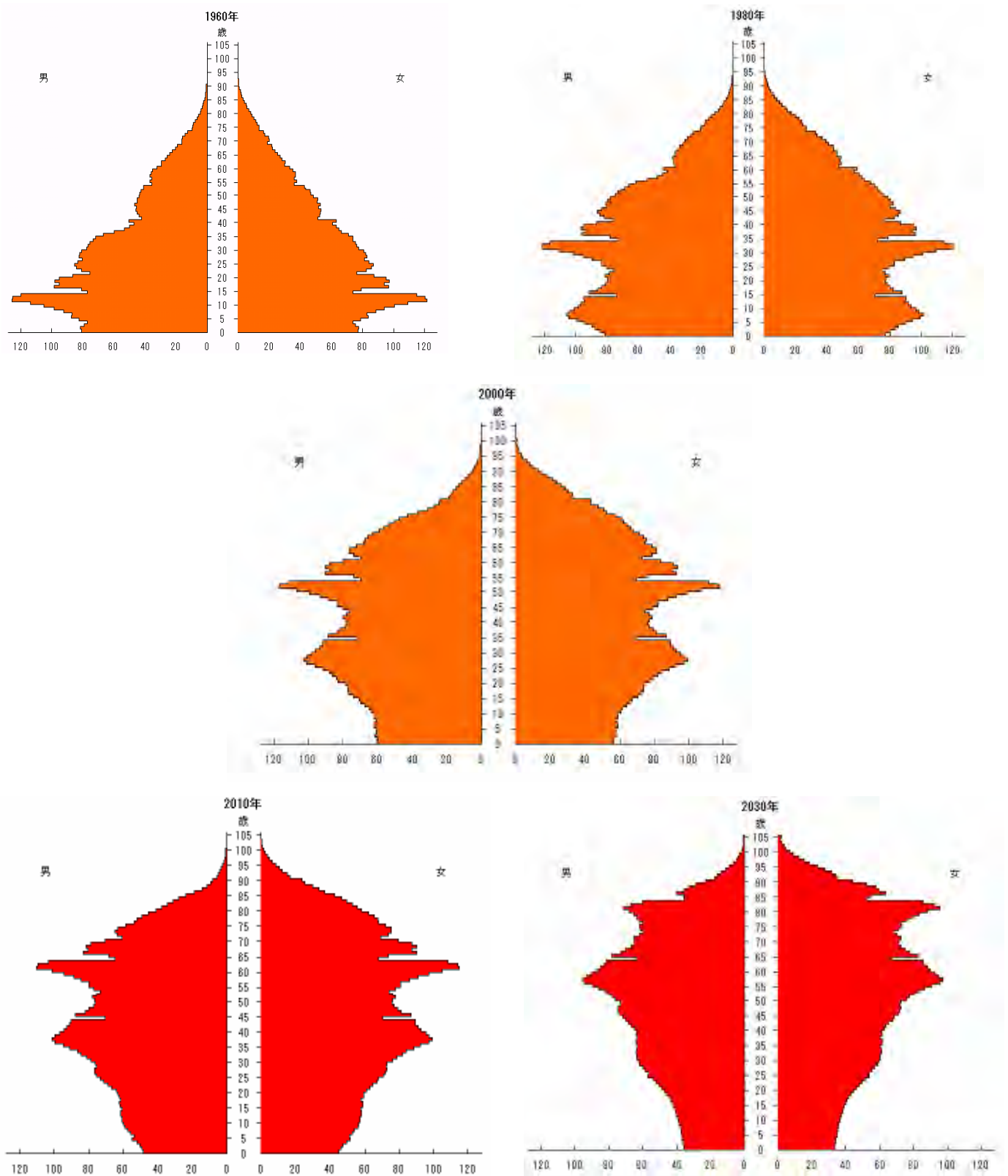
経済的に困窮し、生活保護を受ける若者も急増しており、図 12 のデータでは、平成 2 年に比べて、平成 22 年では、30 代で 3.5 倍、20 代では 4.5 倍と若年の生活保護受給者の数が跳ね上がっています。

内閣府が「子ども・若者白書」（平成 22 年発行）で指摘したように、就労形態が不安定で、経済的に困窮しているがゆえに、結婚したくても出来ない若者たちが増えています。このことが、20 代、30 代の未婚率の上昇や晩婚化傾向に拍車をかけ、私達の社会の急速な少子・高齢化を招いている可能性が高いと考えられます。その結果、図 15 のように平成 32 年～平成 42 年（2020 年～30 年）にかけて、高齢の単独世帯や子どもが未婚のまま年齢を重ね、高齢の親と同居する世帯が急増することが予測されています。

将来にわたって生産年齢人口が減っていくことが確実視されている中で、「働かない、働けない若者」が増え続け、それがさらなる少子・高齢化や扶助費の増大へと連鎖していくのであれば、この国の社会・経済は確実に衰退し、場合によっては私たちの依って立つ社会の基盤そのものが崩壊するのではないかと危惧されます。

これらから、社会・経済的に困難を抱える子ども・若者の問題は、単に当事者や保護者だけではなく、私たち社会全体の将来にわたる課題であることが見えてきます。

図1. 人口ピラミッドから見える社会構造の変化 [全国]



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 ※2010年からは推計値)



図2. 児童虐待対応件数と新規虐待把握件数の推移 [横浜市]



(データ：横浜市こども青少年局こども家庭課)

図3. 不良行為少年の推移 [神奈川県]

平成22年中に補導された青少年の内、深夜はいかいでの補導が全体の61.0%を占めます。

区分	18年	19年	20年	21年	22年
飲酒	2,335	2,485	2,154	2,301	2,182
喫煙	34,905	49,367	50,928	41,346	49,241
深夜はいかい	69,171	92,413	97,578	84,544	84,339
学	810	984	1,245	1,020	1,385
その他	8,650	15,216	12,624	1,969	2,229
合計	115,871	160,465	164,529	131,180	139,376

\* その他の主な行為は、迷惑行為、暴走行為、粗暴行為等である。

\* 平成21年1月1日から統計の基準を変更した。

(出典：平成22年中の少年非行のあらまし 神奈川県警察・神奈川県)

図4. 就学援助認定者数及び就学援助率の推移 [横浜市]

就学援助を受ける人数・援助率とも、近年(平成21年、22年)増加しています。

在籍児童生徒数は、各年度5月1日現在

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
在籍児童生徒数(A)	小学校	190,534人	191,127人	192,959人	193,390人	192,629人
	中学校	72,239人	74,038人	75,004人	76,260人	76,964人
	合計	262,773人	265,165人	267,963人	269,650人	269,593人
認定者数(B)	小学校	21,210人	21,311人	21,449人	23,059人	25,184人
	中学校	9,804人	10,288人	10,511人	11,309人	12,392人
	合計	31,014人	31,599人	31,960人	34,368人	37,576人
援助率(B/A)	小学校	11.13%	11.15%	11.12%	11.92%	13.07%
	中学校	13.57%	13.90%	14.01%	14.83%	16.10%
	合計	11.80%	11.92%	11.93%	12.75%	13.94%

※ 就学援助：子どもを小中学校に通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、子どもの就学を奨励する制度

(データ：横浜市教育委員会)

図5. 小中学校の不登校数 [横浜市]

この10年間で不登校の児童生徒数が増えています。

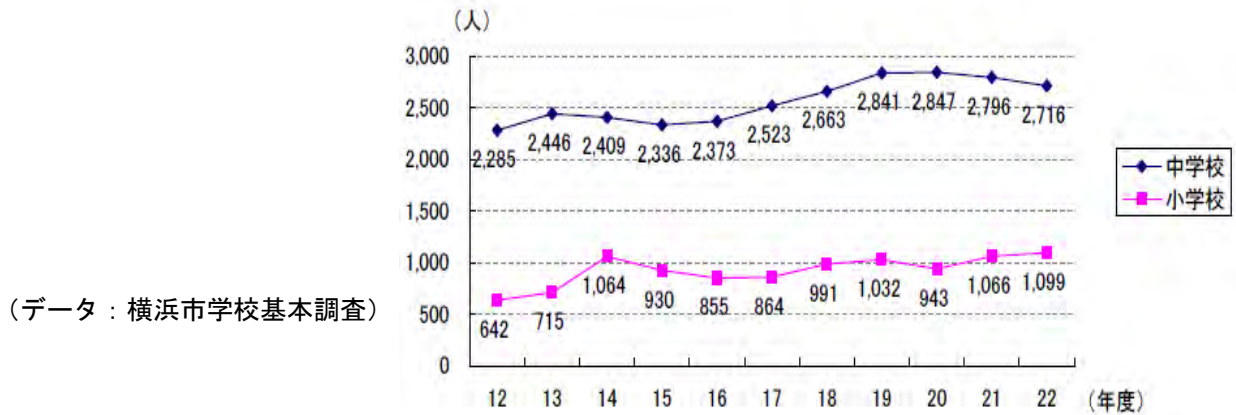


図6. 日本語指導が必要な児童生徒 [横浜市]

外国語を母語とする児童生徒が増加しています。

(出典：横浜市教育振興基本計画)

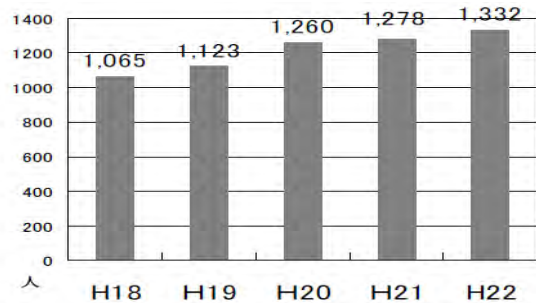


図7. 若年化する児童・生徒の問題行動 [横浜市]

◇ 全暴力行為の発生件数 (対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊)

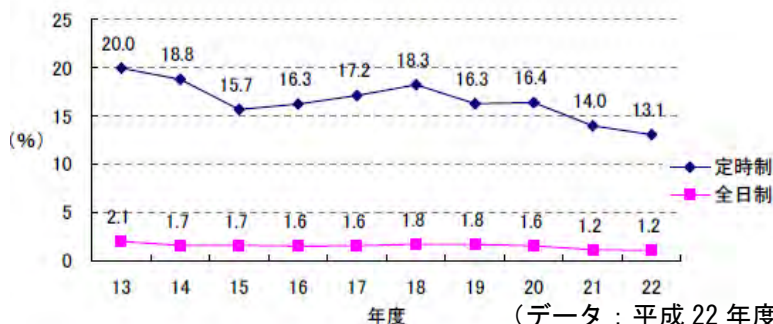
	H19	H20	H21	H22	増減件数	増減率
小学校	398	559	693	771	78	11.3%
中学校	2,464	2,826	2,755	2,174	-581	-21.1%
計	2,862	3,385	3,448	2,945	-503	-14.6%

◇ いじめの認知件数

	H19	H20	H21	H22	増減件数	増減率
小学校	442	399	511	1,199	688	134.6%
中学校	555	549	656	901	245	37.3%
計	997	948	1,167	2,100	933	79.9%

(データ：横浜市教育委員会)

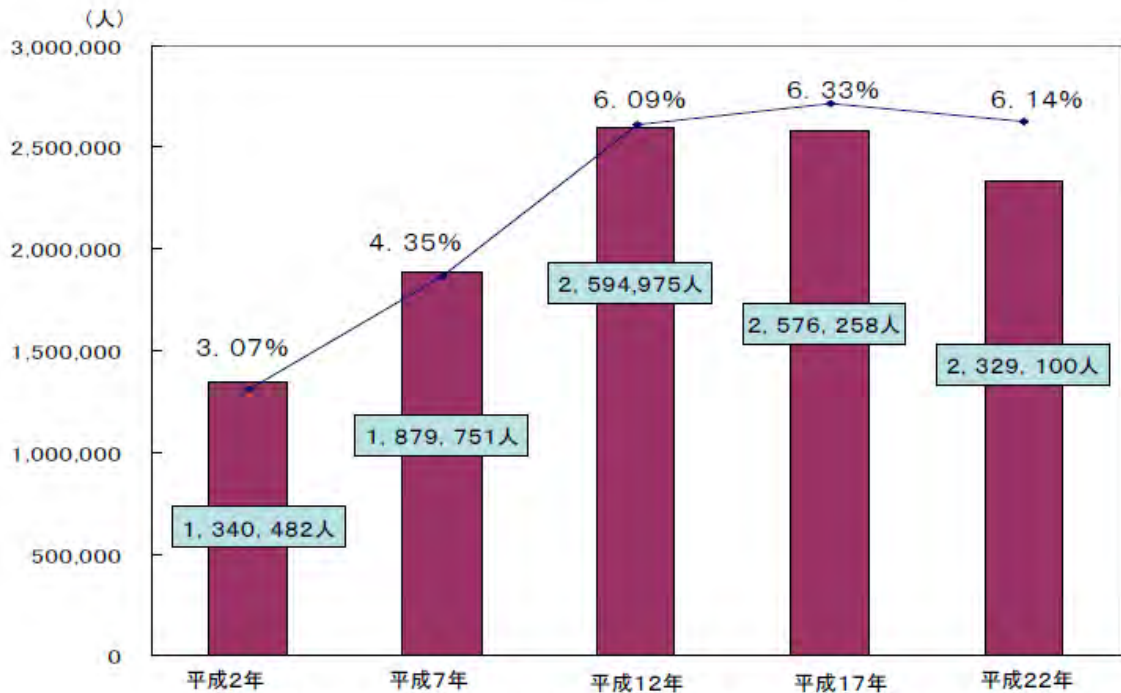
図8. 高等学校退学者の推移 [神奈川県]



(データ：平成22年度 公立高等学校生徒の異動の状況)

図9. 若年無業者数と比率の推移 [全国]

15歳～39歳の若年無業者の人数を、平成2年（1,340,482人、3.07%）と比較すると22年では人数にして約100万人、比率にすると3ポイント増えています。



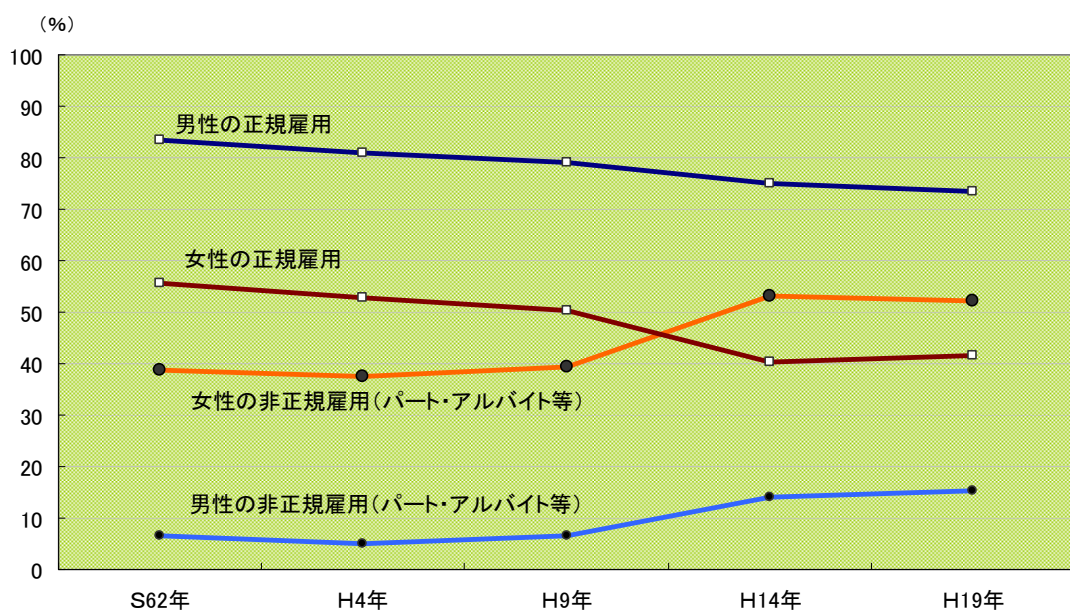
※ここで言う「若年無業者」とは、15歳～39歳の「求職活動者を行っている無業者」及び「求職活動者を行っていない無業者」の総数を示す。

※データは、国勢調査による。なお平成22年度のデータは速報値

(作成：横浜市こども青少年局青少年育成課)

図10. 男女別 正規・非正規雇用の割合 [横浜市]

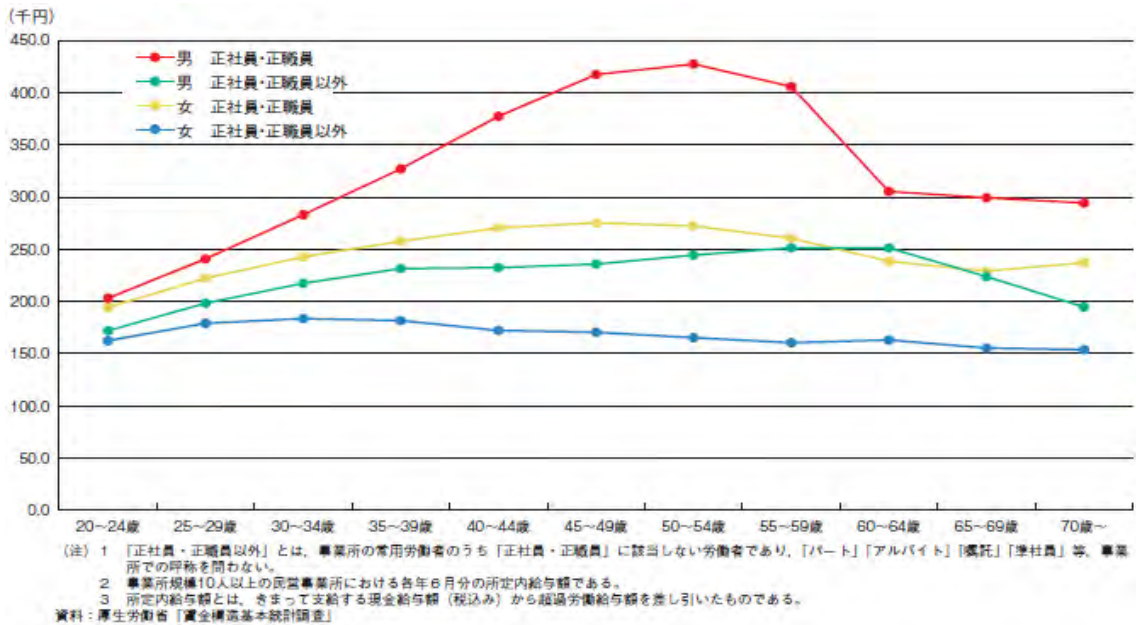
平成9年（1997年）頃を境に、正規雇用が減少する一方、非正規雇用が増加しています。特に、女性の正規・非正規の割合が、平成12年頃に逆転した現象が目立ちます。



(出典：就業構造基本調査)

図 1 1. 雇用形態（正規・非正規）・年齢階級別平均賃金（平成 22 年）[全国]

家庭を形成する 30～40 代の男性と比較すると、非正規雇用者は、正規雇用者の約 2 / 3 から半分の賃金水準であり、生涯にわたり賃金水準の伸びも見られません。

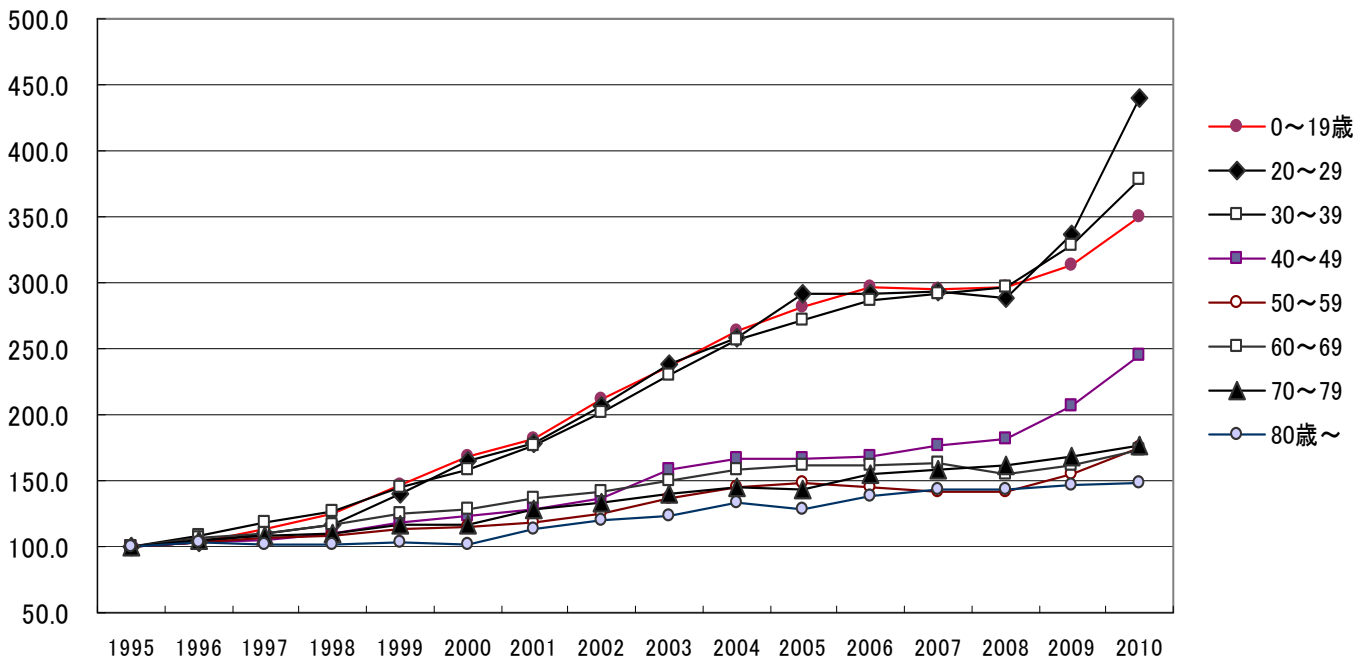


（出典：平成 23 年版 子ども・若者白書）

図 1 2. 年齢別生活保護率の増加率[横浜市]

1995 年を基準として、各年齢別の生活保護受給率を比較すると 20 代が 4.5 倍、次いで 30 代、10 代が 3.5 倍と若年層の生活保護受給率が高い伸びを示しています。

生活保護率の増加率 [1995年=100]



（作成：横浜市健康福祉局保護課、政策局政策課）

図13. 家族形態の変化 [全国]

かつての標準的世帯であった「夫婦と子どもから成る世帯」の比率が減る一方、「単独世帯」と「ひとり親と子どもから成る世帯」の比率が増えています。

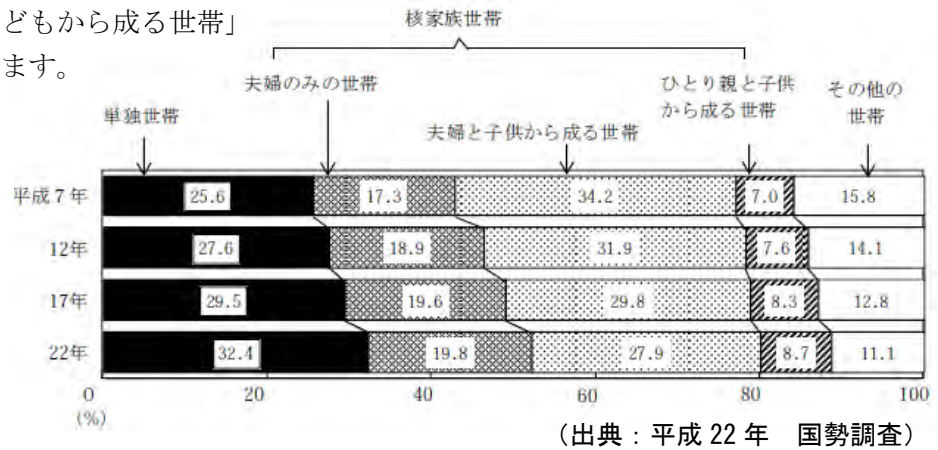
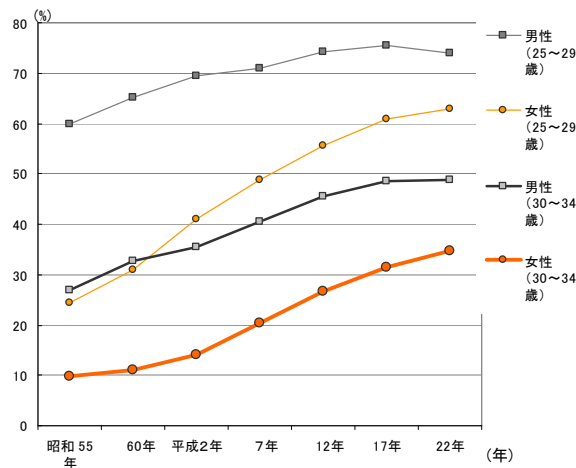


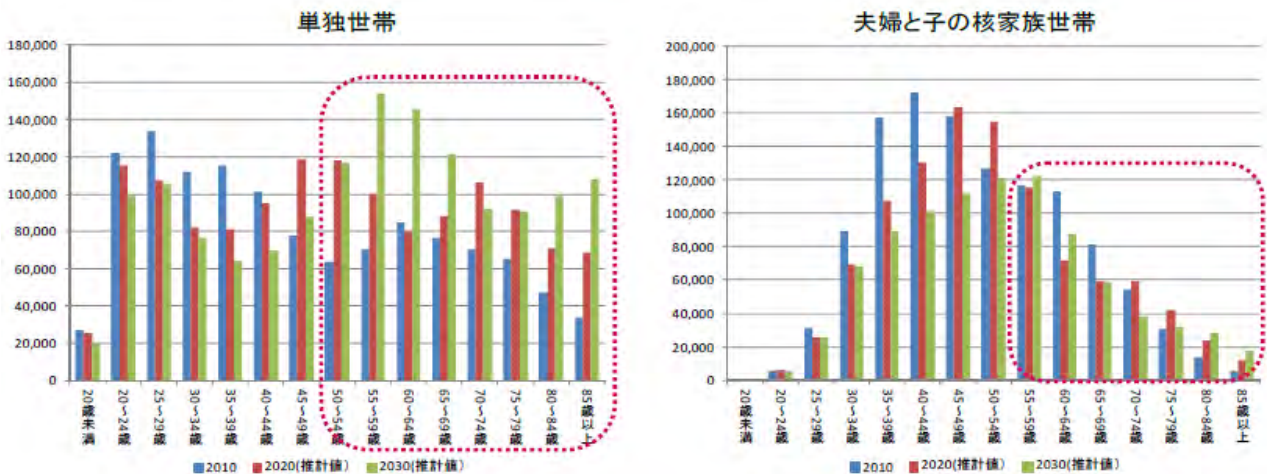
図14. 未婚率の推移 [横浜市]



平成2年（1990年代）以降、20代後半から30代前半の未婚率が男女共に上昇しています。特に女性の伸び率の高さが顕著です。

図15. 単独世帯・夫婦と子の核家族世帯の将来推計（予測） [神奈川県]

平成32年～平成42年（2020年～30年）には、50歳以上の単独世帯の数が増加すると共に、親も子も高齢化した核家族世帯も増加することが推計されています。



これまでの横浜市青少年育成施策の取組

現在、こども青少年局青少年育成課及び青少年相談センターでの取組を、開始された順に紹介します。

昭和 38 年度

青少年相談センター

ひきこもりや不登校など、青少年が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行っています。また、児童期・成人期の「ひきこもり地域支援センター」としての機能も担います。



昭和 49 年度

(公財) よこはまユース

昭和 49 年度：(社) 横浜ボランティア協会設立  
58 年度：(財) 横浜市青少年科学普及協会設立  
平成 16 年度：両者を統合し、(財) 横浜市青少年育成協会設立  
23 年度：(公財) よこはまユースに移行

(公財) よこはまユースは、すべての青少年が周囲の人々から見守られ、人のつながりのなかで成長していくことができる社会を醸成するとともに、様々な体験を通じ、青少年自らが学び育つ機会を提供することにより、未来を担う青少年の成長に寄与することを目的に設立されました。

地域、企業、行政、関係機関等と協働し、青少年活動の支援、人材育成、体験機会・活動の場の提供をおこなっています。



昭和 53 年度

青少年指導員

青少年の自主活動とその育成活動を推進することにより、地域ぐるみの青少年健全育成を図るため、自治会・町内会等からの推薦に基づいて、市長が委嘱しています。

(平成 23 年現在約 2,800 人)

全市一斉統一行動パトロール活動などの社会環境健全化の取組や各区や地域で子どもが健やかに育つための取組等を行っています。



## 平成 18 年度

### 思春期キャラバン

地域や学校等が行う思春期問題をテーマとする講演会等に講師を派遣し、青少年を取り巻く環境や抱える課題への理解を深めていただくことで、青少年の育ちを地域全体で見守る地域づくりを目指します。



### よこはま若者サポートステーション

困難を抱える若者及びその保護者を対象に、職業的自立に向けた総合相談をはじめ、アルバイト活動セミナー、メンタルトレーニング等の就労に向けた支援を行っています。

また、分室では、経済的困窮や、精神疾患、障害、虐待経験があるなどの複合的な課題を抱える若者に対する訪問相談や法律相談などを行っています。



## 平成 19 年度

### 青少年の地域活動拠点

地域で青少年の成長を支援するために、主に、中・高校生世代の青少年を対象に、仲間や異世代との交流、地域の資源や人材を活用した社会体験・職業体験の機会の提供や、学習サポートなどを実施しています。



### 地域ユースプラザ

青少年相談センター及び若者サポートステーションの支所的機能を有する施設として、地域において相談、居場所や社会体験・就労体験の提供などを通じ、青少年の自立支援を図ります。23年度現在、市内方面別に3か所（西部、南部、北部）設置しています。



## 平成 20 年度

### よこはま型若者自立塾

長期にわたってひきこもり状態にある若者について、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、共同生活を通じて、生活リズムの改善や他人との関わり方を習得するなど、それぞれの若者の状況に応じた支援プログラムを提供することによって、若者の社会的・経済的自立を支援します。



### 就労訓練（インターンシップ等）

若者サポートステーションで支援を受けた若者が、企業等の協力を得て以下を目的に就労訓練を行っています。

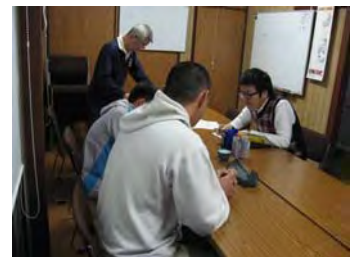
- (1) 実社会において働くことの意味を考える。
- (2) 社会・経済的自立にむけた心構えを修得する。
- (3) 自分の適正を知り、進路選択の指標とする。
- (4) 社会で必要とされる経験や働くことの楽しさを体験する。



## 平成 22 年度

### 困難を抱える青少年のための寄り添い型支援

家庭が困窮しているなどの理由により、日常生活に課題を抱えているにも関わらず、既存の福祉制度だけでは十分な支援が受けられない小・中学生を対象に、社会的に自立した個人として成長できるよう、一人ひとりの状況に応じた生活・学習支援を行っています。



### 湘南・横浜若者サポートステーション

本市と神奈川県、藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、横須賀市との自治体連携によって、主に横浜市南西部や湘南地域において、就労や自立に悩みを持つ若者を対象に、個別相談をはじめ、メール相談や様々な就労体験プログラムを行っています。

また、困難を抱える若者が深夜でも直接来訪して相談できる 24 時間相談窓口を設置するなど、若者の社会的・職業的自立に向けた様々な取組を行っています。



### 困難を抱える高校生のための進路選択支援

就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図るための支援を行うため、学校との連携のもと、若者サポートステーションが、週に 1 回出張相談を実施しています。



## 第二部 子ども・若者支援の新たな取組に向けて



## 第二部 子ども・若者支援の新たな取組に向けて

### 横浜市子ども・若者支援協議会 部会長挨拶

思春期の青少年たちが抱えている生きづらさは年々増大しています。これまでも様々な困難を抱えた子ども・若者たちに対して数多くの支援が行われ、一定の成果を上げてきました。しかし、そもそも困難を抱え込む人と抱え込まない人の違いについて、本人や家族のみならず、彼らを取り巻く環境や社会に、まん延するリスクという視点に立った取り組みはあまり行われてきませんでした。

思春期健全育成部会では、社会全体が直面している関係性の喪失、体験不足、コミュニケーション能力の低下、自己肯定感の低下等々のリスクをどう克服すればいいかの議論を重ねてきました。その結果、子ども・若者たちの健全育成には、人と人がつながる、異分野が同居する、一人ひとりに多様な居場所がある環境整備の必要性が確認されました。

横浜市内で様々な活動が展開されていますが、一つ一つの活動がつながり、子ども・若者たちのニーズにきめ細かく対応し支援するネットワークにはまだなっていません。地域青少年支援プラザ（仮称）が核となり、一人ひとりが仲間のみならず地域の異世代の多様な人々とふれあい、多様な体験ができる居場所づくりを推し進めていきます。子ども・若者たちが、人との、地域との絆の中で健全に育つ横浜市づくりに向けて、ぜひ皆様のお力をお貸しください。よろしくお願いいたします。

思春期健全育成部会  
部会長 岩室紳也



若者自立支援部会では、横浜市で積み重ねられてきた実践を基礎に、子ども・若者の社会参加を促す仕組みづくりのための議論を行い、いくつかの成果がありました。

第一に、自立支援を単なる出口支援ではなく、移行支援として位置づけました。すなわち、高校や家族などの「入口」、地域青少年支援プラザ（仮称）や若者サポートステーションなどの「支援機関」、企業などの「出口」、を重なり合うバトンゾーンとして整理しました。「教育機関でのアウトリーチ」や企業における「就労支援員」は、その一例です。

第二に、既成の仕組みに帰属できない子ども・若者のための新たな「溜め」を提案しました。共同生活型の「青少年しごと・生活塾」（仮称）や「新たな働く場の創出」は、その一例です。

第三に、全ての子ども・若者がさらされている様々なリスクに対応するための提案を行いました。とりわけ、青少年総合相談センターが統括する、地域に根差した重層的な相談機関（居場所）と連動した利用者登録制の提案は、画期的です。

私たちの提案は、「動きだし」のためのたたき台に過ぎません。家族や企業の手任されてきた子ども・若者の自立支援の役割を、「社会」が担いなおすための挑戦は、始まったばかりです。

若者自立支援部会  
部会長 津富 宏



地域全体で青少年の育ちを見守りながら、青少年の健全育成に包括的に取り組む仕組みを確立することが必要です。（思春期健全育成部会）

支援につながらない子ども・若者を発見し、適切な相談支援機関やプログラムにつなげ、自立に向けた段階的・包括的な支援を提供していく仕組みを確立することが求められています。（若者自立支援部会）

子ども・若者が気軽に立ち寄り、他者と関わりながら自己肯定感を育み、自立に向けて成長できる居場所が求められています。（両部会）

### （１）現状と課題

思春期健全育成部会	
ア	相談・支援機関につながらない青少年の存在
イ	家庭と地域とのつながりの希薄化
ウ	家庭環境に課題があるなど、家庭や地域に居場所がない青少年の増加
エ	複合的な困難を抱える青少年に対する個別的、継続的、包括的な支援の不足
若者自立支援部会	
ア	相談・支援機関につながらない若者の存在
イ	困難を抱える若者が自己肯定感を回復し、就労など自立に向けて成長できる仕組みの不足

### （２）施策の方向性

思春期健全育成部会	
ア	支援につながらない青少年へのアプローチの強化
イ	自己肯定感が維持され続ける環境、人と人とが繋がる環境の整備
若者自立支援部会	
ア	支援につながらない若者へのアプローチの強化
イ	自己肯定感の回復と職業意識の醸成

### （３）具体的な施策

ア 区における子ども・若者支援の中核施設として「地域青少年支援プラザ（仮称）」を設置することにより、青少年を地域で見守り・育成し、困難を抱える子ども・若者を早期発見・早期支援する仕組みを確立する。

（※別表２ ～見守りから適切な支援につなげる仕組み～ イメージ図を参考）

(ア) 設置範囲 各区 (18 区)

(イ) 対象者 原則として中学生から 40 歳未満の子ども・若者

(ウ) 目的・機能

- a 青少年が仲間や異世代と交流できる空間としての居場所の提供
  - b 青少年が仲間や異世代と交流できるインターネット上の居場所の提供
  - c 区内にある「より身近な居場所」とのネットワーク形成と統括
  - d 区内の教育機関との連絡・連携
  - e 地域交流イベントの参加機会の提供など青少年に対する社会体験プログラムの実施
  - f 居場所やプログラムの提供を通じた困難を抱える（または、そのおそれのある）子ども・若者の早期発見・支援
  - g 困難を抱える子ども・若者に対する一次相談機能及び適切な支援機関へのつなぎ
  - h 困難を抱える子ども・若者に対する生活・学習支援や社会参加支援の実施
  - i 地域で子ども・若者に関わる人材や団体の育成・支援の実施
- ※各プラザは、地域の特性及び子ども・若者の年代やニーズに応じてプログラムを提供する。  
また、運営にあたっては、子ども・若者の声を反映する。

(エ) 実施方法

- ・ 青少年の地域活動拠点が、機能強化を図り(ウ)の目的・機能を備えることにより実施
- ・ 市内東部方面に地域ユースプラザを設置。その後 4 か所の地域ユースプラザが、機能強化を図り(ウ)の目的・機能を備えることにより実施
- ・ 青少年交流センターが、機能強化を図り(ウ)の目的・機能を備えることにより実施
- ・ 新規設置により実施

イ 青少年が安心して気軽に集うことができる、「より身近な居場所」を設置する。(思春期健全育成部会)

(ア) 設置範囲 中学校区に 1 か所

(イ) 対象者 原則として中・高校生年齢の青少年

(ウ) 目的・機能

- ・ 青少年のより身近な場所に、仲間や異世代、地域の人々とふれあいながら、多様な体験ができる居場所を提供

(エ) 実施方法

- ・ 既存のコミュニティハウスや地区センターなどを活用して実施

ウ 養育環境の欠如や学習困難等の状況、日本の生活習慣に馴染めず孤立しがちな外国につながる青少年など、「困難を抱える青少年のための寄り添い型支援事業」を全区に展開して拡大するとともに、学校、区役所など地域における支援ネットワークを強化する。(思春期健全育成部会)

(ア) 設置範囲 各区 (18 区) (23 年度現在 4 区で実施)

(イ) 対象者 複合的な困難を抱える小・中学生

(ウ) 目的・機能

- ・ 個々の課題やニーズに寄り添う生活・学習支援の機会や場の提供
- ・ 地域社会での支援ネットワークの強化

(エ) 実施方法

- ・ノウハウのある地域の民間団体（NPO法人、社会福祉法人等）と行政が協働する形で実施

エ 高校中退者や要保護児童等を継続的に支援していくため、**学校、更生・保護施設、児童養護施設等と相談支援機関の一体的な取組を強化する。**（若者自立支援部会）

(ア) 目的・機能

- ・教育機関や養護施設などへの若者自立支援に関する情報提供・啓発活動の強化
- ・教育機関でのアウトリーチ（出張や訪問による相談・支援）を通じて、困難を抱える子ども・若者が教育機関から離れる前に社会への移行を支援する仕組みづくり

(イ) 実施方法

- ・「青少年総合相談センター」（※意見2を参照）や「若者サポートステーション」などの相談支援機関により実施

短期的施策（24年度～）	中長期的施策
<ul style="list-style-type: none"><li>○「地域青少年支援プラザ（仮称）」のモデル的实施</li><li>○「東部方面地域ユースプラザ」の設置</li><li>○「より身近な居場所」の整備・拡充</li><li>○複合的な困難を抱える青少年に対する寄り添い型支援の本格実施と実施区の拡大</li><li>○学校、更生・保護施設、児童養護施設への情報提供・啓発活動の強化</li><li>○学校、更生・保護施設、児童養護施設でのアウトリーチの充実</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○「地域青少年支援プラザ（仮称）」の全区展開</li><li>○「より身近な居場所」の中学校区への展開</li><li>○複合的な困難を抱える青少年に対する寄り添い型支援の全区展開</li><li>→継続</li><li>→継続</li></ul>

コラム（海外事例1）

「ユースセンター」フィンランド

社会的に排除されがちな若者（移民や障害者等）を含め、誰でも気軽に立ち寄り、悩みを相談し、語り合う中で、相互の助け合いのネットワークを築いていくことのできる施設。

また、文化やまちづくり、多文化共生、環境保全などをテーマにした活動プログラムを通じて若者の社会参加を促進している。

首都ヘルシンキ市（人口約59万）では、市内を13の地域に分け、各地域に4～5館のユースセンターが設置されており、市全体では50館を超える。

ユースセンターの運営は、若者支援団体が担っているが、どのユースセンターでも10代後半から20歳前後の多数の若者たちがボランティアとして施設運営を支えている。またユースセンターを拠点に、若者たちが地域の街づくりについて、行政に提案を行うケースが多々あり、例えば空き地に「スケートパーク」の整備を提案したグループが、行政との交渉や資金調達、近隣住民との合意形成まで全てを担い、自らの提案を実現した例もある。

（参考：横浜市子ども・若者支援協議会座長である宮本みち子氏を代表とした「若者の社会的包摂研究会」の「世界の若者支援・現場レポート」

困難を抱える子ども・若者に対しては、個別的、継続的、包括的支援を充実していく必要があります。  
(両部会)

福祉、医療、教育、警察、更生・保護、就労・雇用などの分野別専門相談機関（関係機関等）とのネットワークを構築し、適切な支援につなげていく「青少年総合相談センター」を設置し、相談支援の中核機関とします。(両部会)

### (1) 現状と課題

- ア 総合相談・調整機能の不足
- イ 家庭環境に課題があるなど、家庭や地域に居場所がない青少年の増加（再掲）
- ウ 支援につながらない子ども・若者の存在（再掲）

### (2) 施策の方向性

- ア 支援につながらない子ども・若者へのアプローチの強化（再掲）
- イ 青少年育成を支援する団体や相談支援機関のネットワーク化（思春期健全育成部会）
- ウ 家族調整機能の強化（若者自立支援部会）

### (3) 具体的な施策

- ア 各機関と調整し、子ども・若者を適切な支援につなげていく「青少年総合相談センター」の機能を検討し、設置する。

(※別表1 青少年総合相談センターと地域青少年支援プラザを中心とした主要な相談支援機関別の関係イメージ図を参考)

(ア) 設置範囲 1か所

(イ) 対象者

- ・原則として中学生から40歳未満の子ども・若者  
(ただし、15歳未満の継続支援については、原則として児童相談所等に引継ぐ)

(ウ) 目的・機能

- ・子ども・若者支援に関する全市的専門機関として、総合相談及び先駆的支援を実施
- ・相談調整の中核機関として、市レベルのネットワークを構築し、複数の機関による検討・調整を行う個別検討会議を開催するなどにより支援をコーディネート
- ・「地域青少年支援プラザ（仮称）」を統括し、困難事例を引き継いで対応
- ・本市の子ども・若者支援事業を企画し推進するための、関係機関等との調整
- ・個人情報取扱いに関し、子ども・若者が安心して相談できる環境を整備するとともに、適切な支援を行うための関係機関による情報共有及び連携を推進
- ・家庭内暴力など親子関係を調整するため、保護者及び若者本人に対する一時入所サービスを提供（緊急避難の場を提供）

- ・子ども・若者支援における人材育成機関として、総合的な人材育成計画を策定し、子ども・若者支援を支える人材を発掘するとともに、それぞれの役割に応じた効果的な育成プログラムを提供（※「新・青少年交流センター」を参照）

(エ) 実施方法

- ・青少年相談センターの機能強化を図ることにより実施（ただし、人材育成部門については、「新・青少年交流センター」との協働・委託により実施）

イ 「青少年総合相談センター」の人材育成部門と「地域青少年支援プラザ（仮称）」の機能を併せた「**新・青少年交流センター**」を設置する。

(ア) 設置範囲 1か所

(イ) 対象者

- ・原則として中学生から40歳未満の子ども・若者

(ウ) 目的・機能

- ・「青少年総合相談センター」の人材育成部門として、総合的な人材育成計画を策定し、子ども・若者支援を支える人材を発掘するとともに、それぞれの役割に応じた効果的な育成プログラムを提供
- ・「地域青少年支援プラザ（仮称）」の機能を担う。

(エ) 実施方法

- ・青少年交流センターの機能強化を図ることにより実施

ウ 関係機関との連携強化により、就労に困難を抱える若者に対する**若者サポートステーションの相談支援を拡充**する。（若者自立支援部会）

(ア) 設置範囲 市域に2か所

（よこはま若者サポートステーション、湘南・横浜若者サポートステーション）

(イ) 目的・機能

- ・「青少年総合相談センター」、「地域青少年支援プラザ（仮称）」との連携を強化することで、就労に困難を抱える若者に対する総合相談機能を強化する。
- ・県内にある他の若者サポートステーションとの連携を強化することで、就労に困難を抱える若者に対する広域的な支援機能を充実させる。
- ・就労支援員（ジョブコーチ・トレーナー）（※意見4を参照）の企業派遣やコーディネートを実施し、就労支援を行う。
- ・若者サポートステーションの機能を充実させるためには、無業状態にある若者への職業紹介・あっせんを担える就労支援機関として制度を確立するとともに、横浜市が積極的に労働行政を担う。

(ウ) 実施方法

- ・「若者サポートステーション」の機能強化を図ることにより実施

エ 困難を抱える子ども・若者を早期発見から適切な支援につなげ、自立まで継続的に見守っていくため、関係機関等で**利用者登録制を検討し、仕組みを構築**する。

(ア) 目的・機能

- ・子ども・若者の困難度や成長にあわせ、段階的・一体的な支援を行う。

(イ) 実施方法

- ・「青少年総合相談センター」と「地域青少年支援プラザ（仮称）」、「若者サポートステーション」及び「よこはま型若者自立塾」等との連携により実施。

短期的施策（24年度～）	中長期的施策
○青少年相談センターの相談調整機能の強化 ○分野別専門相談機関との連携強化 ○若者サポートステーションの機能の充実	○「青少年総合相談センター」の設置 ○「新・青少年交流センター」の設置 →継続 ○若者サポートステーションを職業紹介・あっせんが実施できる就労支援機関として拡充 ○長期的かつ継続的な支援の仕組みの構築

コラム（海外事例2）

「コネクションズ」イギリス

関係機関が協働し、さまざまな専門性をもつコネクションズ・パーソナルアドバイザーのネットワークによって、個々の若者が必要とする問題解決のための支援が行われている。

バーミンガム市では、「自分たちの個人を尊重し、秘密を守って相談できる場所がほしい。様々な情報が取れる場所がほしい。」という若者の声を受けて運営されている。

対象は若者全般であるが、麻薬、お金、家庭内暴力、DV、妊娠などの課題を抱えた若者に長期的に関わっている。「自分が抱えた悩み、例えば金銭トラブルや性感染症など、どこに相談にいけばよいかも分からない」という若者に対し、必要に応じて専門家とともに相談にのり、適切な機関につなぐ役割を担っている。

（参考：横浜市子ども・若者支援協議会座長である宮本みち子氏を代表とした「若者の社会的包摂研究会」の「世界の若者支援・現場レポート」）

コラム（海外事例3）

「生産学校」ドイツ

旧来の学校教育制度を超えて、いつでも入学可能な2年制の第二の学校で、正規の教育コースから中退した15歳～25歳の若者の教育・訓練の場である。

1クラス10人で編成され、実際の授業の中で建築・建設、情報技術、手工技術、機械技術、調理、商業・事務・会計などの生産活動に従事し、労働や学習の意味を体得し、就労や復学など次のステップに進むことをめざしている。そのため、進路を決定づける資格取得や技術を身につけるため、語学や計算などの基礎学力の習得をめざしている。就学中は手当が支給される。

（参考：横浜市子ども・若者支援協議会座長である宮本みち子氏を委員長とした「若者ホームレス白書」（ホームレス支援方策検討委員会）

困難を抱える子ども・若者が他者との共同生活を通じて、自主性や社会性及び基本的な生活習慣や食生活を身に付け、社会に対する参加意識を醸成する場や機会が必要です。（両部会）

各支援機関で個々に実施しているプログラムについて位置づけを明確化するとともに体系化し、各支援機関が相互のネットワークを強化して、より専門性の高いプログラムを提供する必要があります。（両部会）

青少年が、自然体験や社会体験を通じて、感動する心や他者への思いやりの心を育むとともに、規範意識を身に付け、社会の一員であることを認識する、多様な体験プログラムの提供が求められています。（思春期健全育成部会）

若者に長期的・継続的に生活訓練と就労訓練を提供することが求められます。また、不安定にしか社会に繋がっていない困難を抱える若者たちが安心して生活し、潜在的な能力を発揮して働きつづけることができる場が必要です。（若者自立支援部会）

### （１）現状と課題

思春期健全育成部会	
ア	家庭基盤の脆弱化
イ	自然体験や社会体験の希薄化
ウ	学校が抱える課題の増加
若者自立支援部会	
ア	若者支援機関における社会体験・職業訓練プログラムの体系の未整理
イ	若者支援機関のプログラム調整機能の未確立
ウ	家族から自立して生活・就労訓練できる施設の未整備
エ	社会的な支援を受けながら働きつづけることができる環境の未整備
オ	若者の起業を支援する取組の不足
カ	若者の就労の場の不足

### （２）施策の方向性

- ア 青少年が仲間や他者とのかかわりの中で自己形成し、自立した大人へと成長できる体験活動の場や機会の充実（思春期健全育成部会）
- イ 子ども・若者一人ひとりの状態に応じた多様なセミナー・社会体験・職業訓練の体系化
- ウ 各支援機関のプログラムの情報集約・共有化
- エ 自立に向けた支援機能の強化（思春期健全育成部会）
- オ 困難を抱える若者を受け入れる企業への支援
- カ 若者の起業支援の取組の充実



キ 困難を抱える若者の働く場の開拓・創出

(3) 具体的な施策

ア 高校中退や家庭の養育機能が期待できないなど、困難を抱える 10 代後半の青少年のための共同生活型の「青少年しごと・生活塾（仮称）」を整備する。

イ 職業的自立を目指す、困難を抱える 20～30 代の若者を対象とした「よこはま型若者自立塾」の専用施設を整備する。（若者自立支援部会）

	青少年しごと・生活塾（仮称）	よこはま型若者自立塾（専用施設の設置）
対象者	10 代後半の青少年のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校中退や施設等の入所経験者</li> <li>・家庭の養育機能が期待できない者</li> <li>・基本的な生活習慣に問題がある者</li> <li>・就学・就労の見通しの立たない者</li> </ul>	20～30 代の若者のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族から離れて生活訓練・就労訓練を必要とする者</li> <li>・ひきこもりや無業状態にある者</li> </ul>
目的・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿舎（寮）での共同生活を実施</li> <li>・「食育」などの体験教育の提供</li> <li>・就学に向けた支援</li> <li>・職業訓練による技能の修得支援</li> <li>・就労につながる資格取得の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿舎（寮）での共同生活を実施</li> <li>・長期・継続的な就労訓練の提供</li> <li>・農業を中心とした就労の場づくり</li> <li>・職業的自立のための体験・訓練プログラムの提供</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成や若者の自立を支援する団体と行政が協働する形で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よこはま型若者自立塾に専用施設を整備し、機能強化を図ることにより実施</li> </ul>

ウ 就労の場づくりを支える仕組みづくりと働く場の開拓を行う。（若者自立支援部会）

(ア) 対象範囲 就労による自立をめざす、困難を抱える若者

(イ) 目的・機能

- ・就労支援員（ジョブコーチ・トレーナー）の育成（※意見 4 を参照）を図り、若者を受け入れる企業へ派遣する。
- ・奨励金を支給することによる企業内就労支援員（ジョブコーチ・トレーナー）の養成支援を行う。
- ・農業や漁業などを中心とした若者の就労の場づくりを行う。
- ・日常生活に必要な様々なサービスを提供するコミュニティ・ビジネスなど若者の起業支援を図る。

(ウ) 実施方法

- ・「青少年総合相談センター」「若者サポートステーション」「よこはま型若者自立塾」の連携により実施

短期的施策（24年度～）	中長期的施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各支援機関の社会体験、自然体験、就労体験、職業訓練のプログラムの体系化と情報発信</li> <li>○青少年に対する職業訓練、資格取得支援の拡充</li> <li>○共同生活型の「青少年しごと・生活塾(仮称)」の検討</li> <li>○よこはま型若者自立塾の専用施設の整備</li>   <li>○農業を中心とした就労の場づくり</li> <li>○祭りなどのイベントを活用した若者と企業の協働プロジェクトの展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→継続</li> <li>→継続</li> <li>○共同生活型の「青少年しごと・生活塾(仮称)」の設置</li> <li>→継続</li> <li>○就労支援員（ジョブコーチ・トレーナー）の育成・派遣</li> <li>○企業内就労支援員（ジョブコーチ・トレーナー）の養成支援</li> <li>○農業・漁業などを中心とした就労の場づくりの拡充</li> <li>○コミュニティ・ビジネスなど若者の起業支援</li> </ul>

#### コラム（海外事例4）

##### 「宿泊サービス（Accommodation Services）」オーストラリア

概ね13～19歳で、親子関係が悪化したために家庭で暮らせない青少年を受け入れ、自立に向けてサポートする最長2年間の宿泊型支援施設。

住まいの提供、衣食住に関する生活スキル訓練、学習支援、就職支援が系統的に行われ、進学または就職できる段階までを親に代わって支援している。

具体的には、国からの給付金で生活を支えられるよう金銭管理を中心に、スーパーでの買い物、料理の仕方など、自立した後も限られた収入で家計を維持できるための実践的な支援を行っている。（参考：横浜市子ども・若者支援協議会座長である宮本みち子氏を代表とした「若者の社会的包摂研究会」の「世界の若者支援・現場レポート」）

#### コラム

##### 「相談・支援機関につながらない子ども・若者の存在」

「平成23年版 子ども・若者白書」は、「自室からほとんど出ない」から「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当した者を「ひきこもり群」と定義し、推計数69.6万人となったと報告している。そして、家族を含め子ども・若者の社会的孤立を防ぐため、相談機関の充実を始め地域の人々が思いやりをもって見守る暖かい社会が必要であると報告した。

この「ひきこもり群」の推計数を横浜市の人口で概算すると、約2万人となる一方、本市若者自立支援機関につながっている人数は、約3千人で15%にしか過ぎない。支援の一層の充実が求められる。

地域の方々が、不登校、ひきこもり、非行など思春期の青少年が抱える課題やケータイ・インターネット、薬物など青少年を取り巻く環境について理解を深め、課題の解決に向けて話し合う場を提供するとともに、思春期の問題に取り組む青少年育成団体や保護者、学校関係者などのつながりを深め、地域全体で青少年の育ちを見守る環境づくりが求められています。（思春期健全育成部会）

子ども・若者支援人材育成機能を充実し、横浜市にとどまらず、全国を対象とすることも視野に入れて、段階的・包括的な自立支援システムを支える人材や団体を育成することが課題となっています。（両部会）

また、支援を受ける子ども・若者の自己達成感や満足度、自立に向けた状態像の変化などから、若者自立支援施策の社会的還元効果を誰にでもわかりやすく説明できるような評価指標の策定が必要です。（若者自立支援部会）

### （１）現状と課題

- ア 家庭と地域とのつながりの希薄化
- イ 支援者の不足
- ウ 支援団体の活動が持続できる環境の未整備
- エ 支援の成果を数値化することの難しさ（利用率や就労率以外の評価指標の必要性）

### （２）施策の方向性

- ア 地域全体で青少年の育ちを見守る環境の整備
- イ 地域において青少年育成に取り組む団体（人材）のネットワーク化
- ウ 子ども・若者支援の人材発掘・育成
- エ 支援団体の活動の持続性を保障する環境の整備
- オ 子ども・若者支援施策に関する評価指標の設定による社会への啓発・理解促進

### （３）具体的な施策

- ア 知っておきたい！子ども・若者どこでも講座（仮称）の展開（23年度事業名称 思春期キャラバン）
  - (ア) 対象範囲 青少年、保護者、PTA、教職員、青少年育成に携わる市民団体等
  - (イ) 目的・機能
    - ・市民に対し思春期の青少年が抱える課題や取り巻く環境についての理解を促進し、地域全体で青少年の大人への育ちを支援し見守ることができる環境を整える。（思春期健全育成部会）
    - ・不登校・ひきこもり、ケータイ・インターネット、非行、薬物乱用など思春期における課題をテーマとし、主に地域での学習会や研修会に講師を派遣する。（思春期健全育成部会）
    - ・ひきこもり、発達障害、精神疾患、就労など若者が抱える課題をテーマとし、主に地域での

学習会や研修会に講師を派遣する。(若者自立支援部会)

(ウ) 実施方法

- ・青少年育成団体と行政との協働によって実施

イ 子ども・若者支援を担う人材や団体の育成

(ア) 対象範囲 子ども・若者支援を支える人材や団体

(イ) 目的・機能

- ・総合的な人材育成計画を策定し、子ども・若者支援を支える人材を発掘するとともに、それぞれの役割に応じた効果的な育成プログラムを提供
- ・民間団体が行う研修への支援や、民間団体のスタッフが既存の研修に参加しやすくなるような支援の推進
- ・子ども・若者支援団体の経営責任を担える人材を育成し、支援団体が安定的・継続的に運営できる支援を提供

(ウ) 実施方法

- ・「青少年総合相談センター（新・青少年交流センター）」を中心に、民間団体等との連携により、総合的に人材や団体を育成
- ・「青少年総合相談センター（新・青少年交流センター）」は「地域青少年支援プラザ（仮称）」等と連携し地域の人材を育成

**【参考】育成する人材の例**

**支援団体・機関に共通して必要な人材**

- ・支援団体の経営責任者（法人・団体をマネジメントできる人材）
- ・他機関と連携し、支援をコーディネートできる人材
- ・行政等の各種支援制度を総合的に理解し、適切な情報を利用者に提供できる人材（子ども・若者コンシェルジュ）

**若者自立支援に関わる人材**

- ・電話・面接・訪問等の相談員
- ・居場所の運営や社会参加の体験・訓練プログラムの支援員
- ・就労支援員（ジョブコーチ・トレーナー等）

**青少年健全育成に関わる人材**

- ・地域や居場所などで、子ども・若者が抱える課題に早期に気づくことができる人材
- ・繁華街やたまり場にアウトリーチし、声かけや相談に応じる人材
- ・青少年の適切なケータイ・インターネット利用を啓発しサポートする人材

ウ 子ども・若者支援施策に関する評価指標の策定

(ア) 目的・機能

- ・子ども・若者支援の成果を指標化することで、政策や事業の効果を可視化し、市民に対し子ども・若者支援の社会的必要性や事業の理解を促進する。

(イ) 実施方法

- ・「青少年総合相談センター」を中心に、民間団体等との連携により実施。

エ 国、県、専門機関等との連携による政策研究及び情報発信

(ア) 目的・機能

- ・国、県、他都市の子ども・若者支援主管部局及び専門機関との連携・交流を通じた政策や支援に関し研究すると共に情報発信をする。

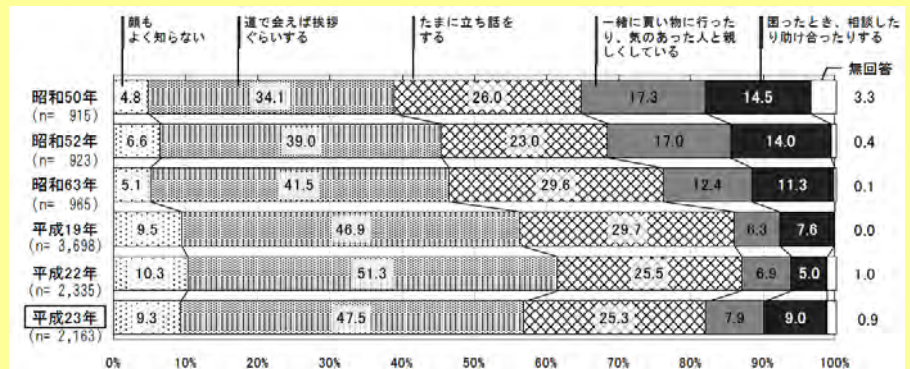
(イ) 実施方法

- ・「青少年総合相談センター」を中心に、民間団体等との連携により実施。

短期的施策（24年度～）	中長期的施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○知っておきたい！子ども・若者どこでも講座（仮称）の展開</li> <li>○青少年相談センターによる研修機能の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→継続</li> <li>○「青少年総合相談センター」による子ども・若者支援人材育成機能の充実</li> <li>○就労支援員（ジョブコーチ・トレーナー）等の育成（再掲）</li> <li>○評価指標の策定</li> <li>○国、県、専門機関等との政策研究及び情報発信</li> </ul>

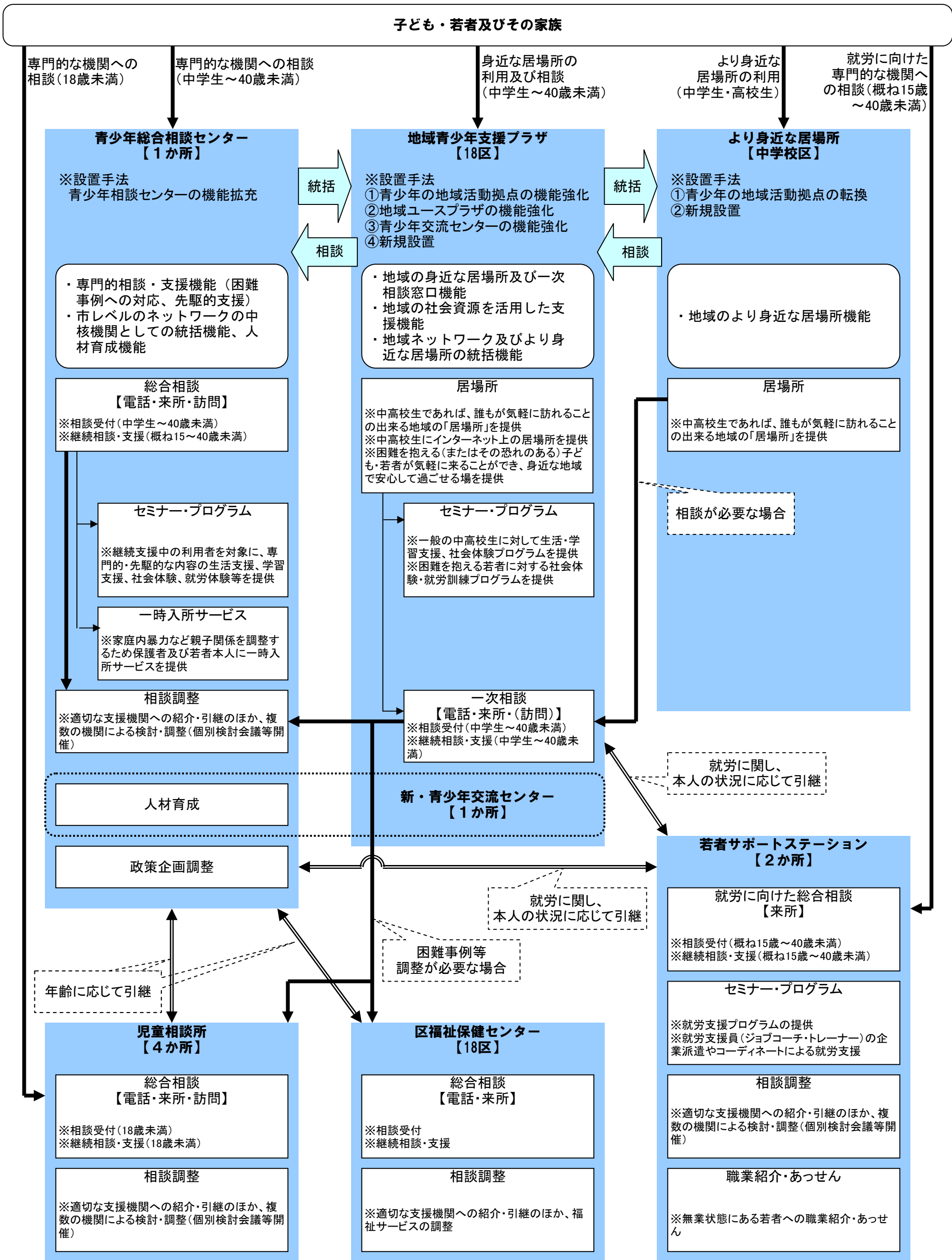
コラム

「東日本大震災をきっかけとした隣近所とのつきあい方の変化」

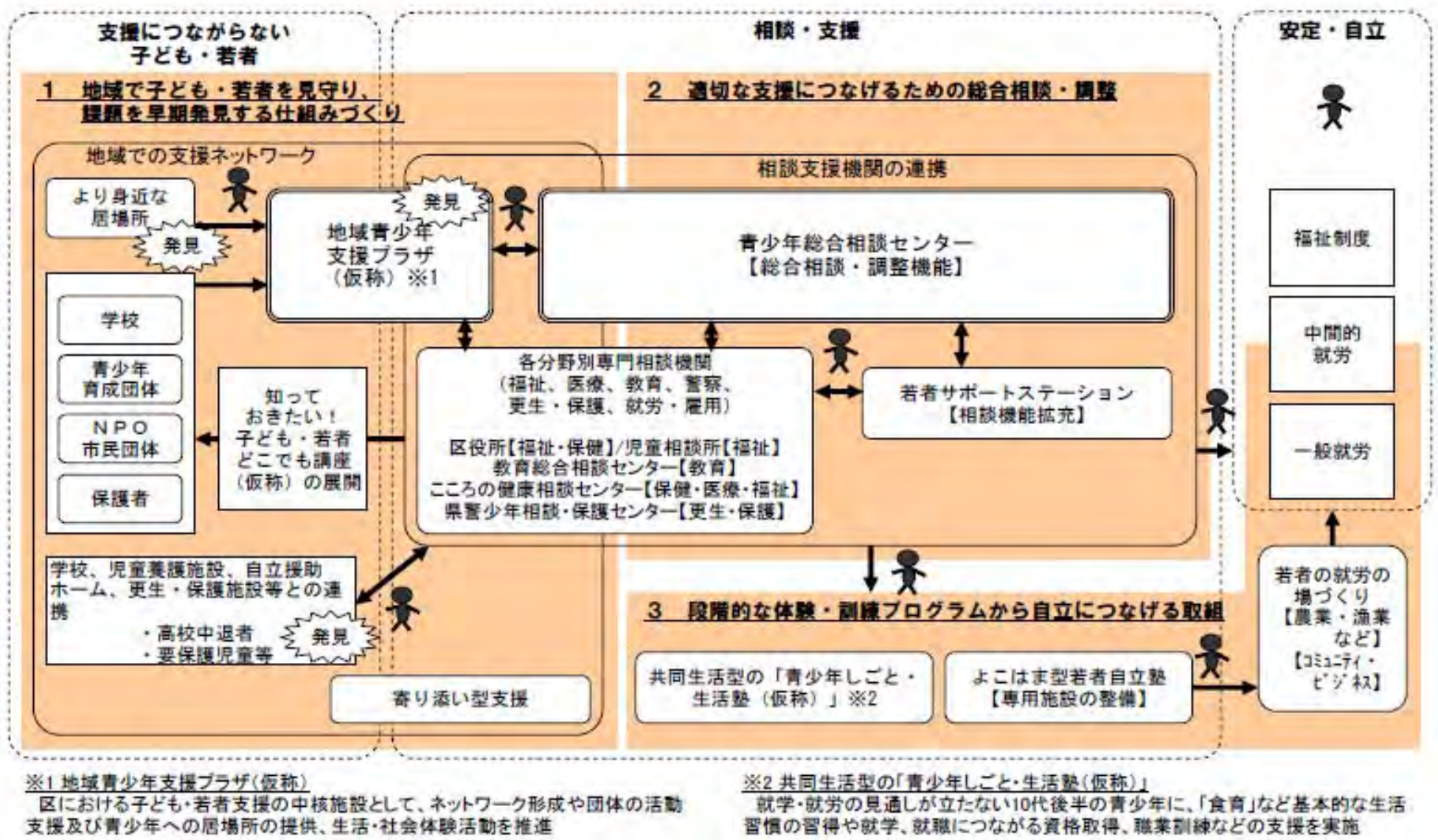


「平成23年度 横浜市市民意識調査」

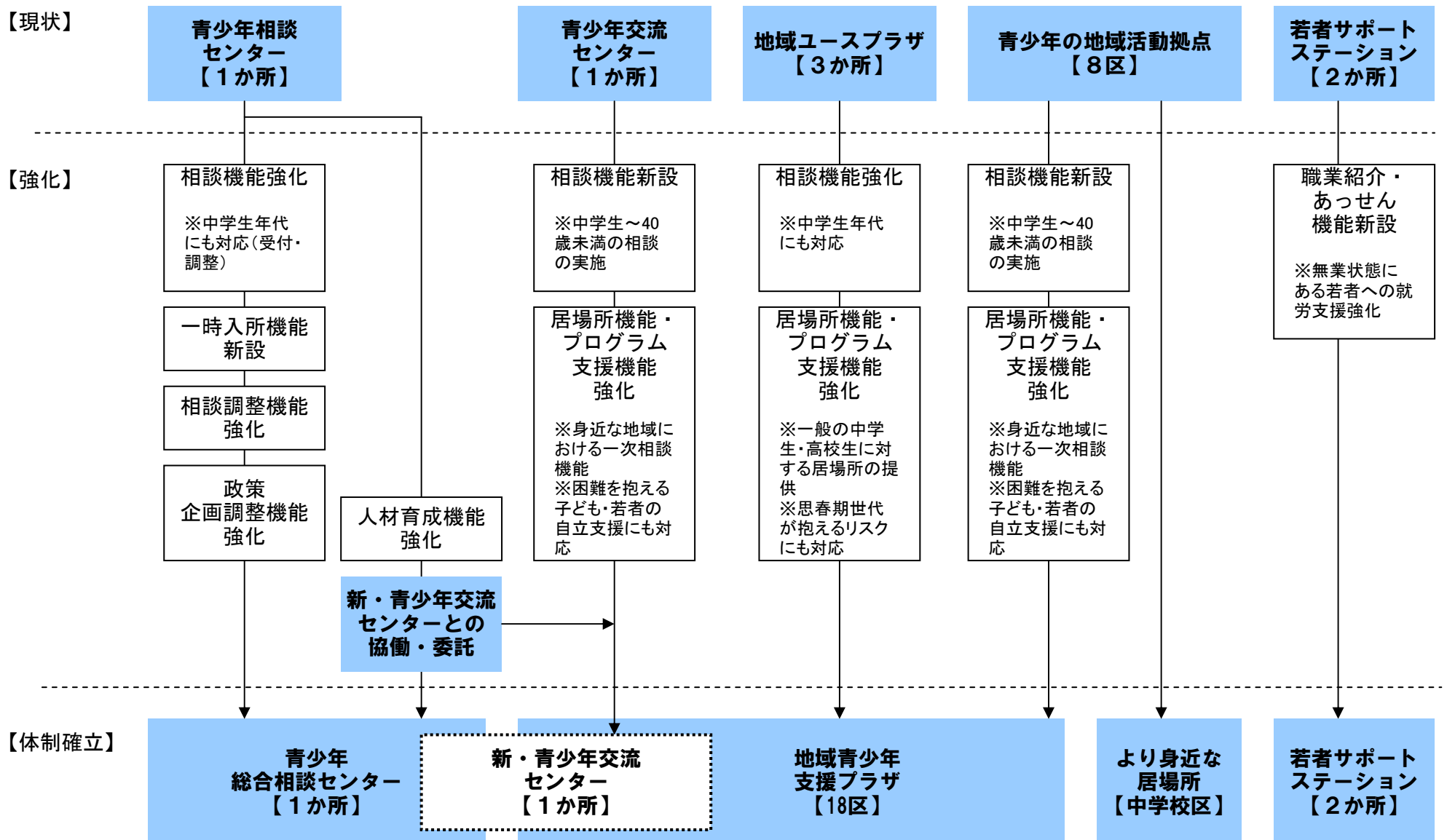
これまで希薄化が進んでいた隣近所との関係が震災をきっかけに見直され、助け合いの大切さが再認識されたことが伺える。この流れで、子ども・若者が安心して気軽に集い、近隣の人たちとふれあい、見守られて成長できる地域の再形成が望まれる。

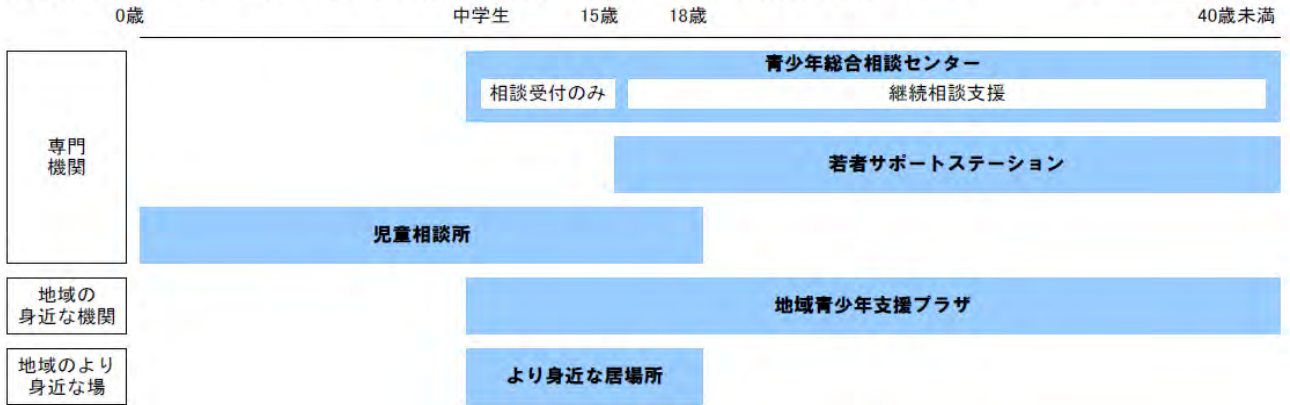


～見守りから適切な支援につなげる仕組み～ イメージ図



青少年総合相談センターと地域青少年支援プラザを中心とした主要な相談支援機関の体制確立までのイメージ





思春期問題施策の体系

NO.	課題	取組の方向性	具体的な施策・事業	
			短期施策(24年度～)	中長期施策
1	不登校・ひきこもりの問題	○啓発活動の推進 ○相談活動 ○居場所づくり ○社会参加プログラムの拡充	○「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)」の充実  ○青少年相談センター・地域ユースプラザの相談・居場所機能拡充	→  ○「地域青少年支援プラザ(仮称)」の設置
2	インターネット・携帯電話の問題	○啓発活動の拡充 ○相談機能の強化	○「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)」の充実  ○学校、警察、NPOとの連携による相談窓口の機能強化	→  ○「地域青少年支援プラザ(仮称)」の設置
3	食生活・深夜はいかい等生活の乱れの問題	○健全な生活習慣の普及啓発  ○青少年相談センター、県警、児童相談所等の関係機関との連携強化による包括的な取組	○「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)」の充実  ○「少年サポートチーム重点プロジェクト」の展開支援 ○小中学校と民間団体が連携した朝食の提供など食育の推進	→  ○「地域青少年支援プラザ(仮称)」の設置 ○共同生活型「青少年しごと・生活塾(仮称)」の整備
4	薬物乱用の問題	○啓発活動の推進  ○保護者への支援と当事者への立ち直り支援	○「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)」の充実  ○保護者グループへの支援	→  ○「地域青少年支援プラザ(仮称)」の設置
5	性感染症等の問題	○性に対する正しい知識の啓発  ○保護者への支援と当事者への立ち直り支援	○「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)」の充実  ○性感染症に取り組むNPOへの支援	→  →
6	リストカット、摂食障害等、心の問題	○啓発活動の推進 ○相談機能の強化 ○保護者への支援と当事者への立ち直り支援	○「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)」の充実  ○摂食障害等の子どもを持つ保護者グループへの支援	→  ○「地域青少年支援プラザ(仮称)」の設置
7	自殺の問題	○啓発活動の推進 ○相談機関相互の連携協会 ○立ち直り支援	○「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)」の充実  ○NPOと連携した自殺防止のための電話相談の拡充	→  ○「地域青少年支援プラザ(仮称)」の設置
8	貧困に関わる問題	○生活・学習支援の充実	○困難を抱える青少年に対する寄り合い型の生活・学習支援の拡充	→  ○共同生活型「青少年しごと・生活塾(仮称)」の整備



「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づいて、自治体が実施する子ども・若者育成支援の施策や事業について、適切な予算措置を求めるとともに、横浜市子ども・若者支援協議会において議論になった国の所管事項について、以下の通り要望します。

#### 1. パーソナル・サポート・サービス事業の継続実施

現在、本市が国からの補助金を得てモデル実施している「パーソナル・サポート・サービス事業」について平成24年度以降も継続実施するよう要望します。

#### 2. 早期対応・支援を充実するための訪問相談及び地域における相談支援（地域ユースプラザ）の取組に対する財政的措置の拡大

国（厚生労働省）では、「ひきこもり対策推進事業」として訪問相談や地域における相談支援を行う「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めていますが、都道府県・政令市に1か所（1のセンターで児童期・成人期を兼ねる場合）と定められており、人口規模に応じた財政的措置の拡大を要望します。

#### 3. 「若者サポートステーション」への「職業紹介・あっせん機能」の付加

「若者サポートステーション」が継続的に就労支援してきた若者に対して、その個性や能力に応じたより適切な就業先を紹介できるよう、ハローワークと同様の情報と権限を付与するよう要望します。

#### 4. 社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格取得のための実習及び実務経験の場の拡大

社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験を受験する際には、実習や実務経験の実績が必要となっています。この実習や実務経験の場として、民間の法人が運営する若者自立支援機関も対象とすることを要望します。

## おわりに

この意見書では、主に 10 代の青少年から困難を抱える 20～30 代の若者を対象に、地域での「見守り」から、「安定・自立」に向けた一連の支援の流れに沿って、必要な施策や事業についてまとめていますが、子ども・若者育成支援推進法のとおり、生まれる前から乳幼児期、学童期までを含めた継続性のある支援が必要であると考えています。

したがって、本協議会としては、今後、「横浜市児童福祉審議会」、「横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会」、「横浜市放課後子どもプラン推進委員会」と連携して、子ども・若者に対する切れ目のない支援の仕組みについて検討していきます。

まとめられた意見を施策や事業として具現化していくことにより、全ての子ども・若者が生き生きと暮らせる社会を創り、市民のみなさまとともに豊かな横浜の未来を築いていきたいと考えています。

横浜から未来に向けて発信する  
～子ども・若者支援の新たな取組～  
横浜市子ども・若者支援協議会  
平成 24 年 1 月 21 日発行

横浜市こども青少年局青少年育成課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1  
電話 045-671-2324  
ファックス 045-663-1926  
メール [kd-ikusei@city.yokohama.jp](mailto:kd-ikusei@city.yokohama.jp)  
ホームページ「ヨコハマはびねすぽっと」  
<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/ikusei/>

